

○国土交通省告示第五百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十三日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道9号改築工事（静岡・仁摩道路）（島根県大田市静岡町字後田地内から同市仁摩町大国字五丁地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 島根県大田市静岡町字後田、字後田ノ奥、字野伏、字走下り、字角山、字大谷、字金山谷、字笹山、字蓮学谷、字斧谷、字三ノ谷奥、字藤井及び字小鯛ケ原、五十猛町字藤東平、字藤、字有田ケ迫、字野梅山、字南ケ谷、字西屋敷、字新田屋、字小原美、字杉ケ原、字嘉庭、字牛ケ谷、字西山、字下嘉庭、字廻田山、字原山、字新隠、字戸番田、字吉見崎及び字丹波、大屋町大屋字田代、字戸番田、字喜三右衛門山、字正ノ田、字平山、字菰口曾根、字七百、字荒田、字ニタ廻、字貳百前、字ニタ迫、字ナメラ、字滑道ノ下、字半ノ田、字三角田、字助右衛門作、字田平、字源兵衛屋敷、字庄三ケ迫、字正三ケ迫及び字野山、仁摩町宅野字槇ケ峠、字平ノ奥、字城之内及び字坪ノ内並びに仁摩町大国字笠松、字松林寺、字林ノ上、字當木屋、字トウキヤ、字地頭所、字地堂所前、字堂ノ前、字堂ノ下モ、字堂ノ脇及び字五丁地内

2 使用の部分 島根県大田市静岡町字後田、字後田ノ奥、字野伏、字走下り、字角山、字笹山、字蓮学谷、字斧谷、字三ノ谷奥、字藤井、字小鯛ケ原及び字馬ノ背、五十猛町字藤東平、字湊奥山、字奥山、字有田ケ迫、字野梅山、字南ケ谷、字杉ケ原、字嘉庭、字牛ケ谷、字西山、字下嘉庭、字廻田山、字原山、字西山、字戸番田、字吉見崎及び字丹波、大屋町大屋字田代、字戸番田、字喜三右衛門山、字正ノ田、字平山、字菰口曾根、字七百、字荒田、字ニタ廻、字ニタ迫、字ナメラ、字滑道ノ下、字半ノ田、字三角田、字助右衛門作、字田平、字源兵衛屋敷、字庄三ケ迫及び字正三ケ迫、仁摩町宅野字平ノ奥、字城之内、字坪ノ内及び字朽谷、仁摩町仁万字中山、字長谷、字土地谷及び字中山下並びに仁摩町大国字螺獄山、字笠松上エ、字笠松、字松林寺、字段ノ上、字地頭所、字地堂所前、字堂ノ前、字堂ノ下モ、字堂ノ脇及び字五丁地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県大田市静間町字後田地内の静間インターチェンジ（仮称）から同市仁摩町大国字庵寺地内の仁摩・石見銀山インターチェンジまでの延長7.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道9号改築工事（静間・仁摩道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道9号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、鳥取市、松江市、大田市、山口市等を経由して下関市に至る延長約755kmの主要幹線道路である。

本路線は、島根県の県庁所在地である松江市をはじめ、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市といった県内の主要都市を連絡する唯一の主要幹線道路であり、沿線地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っている。

また、浜田市は港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている浜田港を擁していることから、本路線は県内外への物流交通にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、交通事故が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成18年2月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成28年1月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ、ハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオオバシナミズニラ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、キキョウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカ、ミサゴ及びハチクマについて、営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、このうち6箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る6箇所についても島根県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、一般国道のバイパスを、大田市の近傍で計画されている

高速自動車国道との二重投資を避けるために、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路として建設するものであり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成17年10月1日の合併前の旧邇摩郡仁摩町区間については平成18年3月14日に都市計画決定され、平成26年4月1日に変更決定された都市計画と、同合併前の旧大田市区間については平成18年3月14日に都市計画決定された都市計画と、それぞれのり面の形状等を除き基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ2車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、交通事故が発生しているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、大田市長を会長とする出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県大田市役所